



令和6年度

宗像市脱炭素推進重点対策加速化事業

家庭向け自家消費型太陽光発電設備等設置補助金のご案内

宗像市では、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」を活用し、住宅の太陽光発電設備及び蓄電池設備の設置費用の一部補助を行います。

宗像市内の住宅において自家消費型の太陽光発電設備等の導入を推進することで、各家庭から排出される温室効果ガスの削減に寄与するとともに、エネルギーの地産地消の拡大や災害時のレジリエンス強化につなげます。

<注意事項>申請を検討される前に、必ずお読みください。

- ①補助金交付決定前後に着手する事業が補助対象です(設置工事等の契約・発注は着手とみなします)。
- ②既存の設備の置換や増設は対象外です。
- ③FIT制度(固定価格買取制度)やFIP制度の認定を受けた設備は、補助対象外です。
- ④導入した太陽光発電設備により発電した電力量の30パーセント以上を自家消費する必要があります(法定耐用年数までの期間、自家消費量を記録する必要があります)。
- ⑤蓄電池だけの導入は補助の対象外です。
- ⑥交付申請の締切は、令和7年1月14日(月)です。申請の受付は先着順に行い、予算額に達した時点で募集を終了します。
- ⑦実績報告の提出期限は、事業完了から30日以内又は令和7年2月14日(金)のいずれか早い日です。
- ⑧申請する設備について、国・地方公共団体等から他の補助金等を受けている又は受ける予定の場合は補助の対象外となります。
- ⑨補助金を受けて導入した設備は、環境省の基準に従い、法定耐用年数が経過するまで、補助金の目的に沿って適正に使用する必要があります。虚偽や不正による申請や補助金交付要綱に適合しない行為があった場合、補助金交付決定の取消しや補助金の返還を求めることがあります。

1. 補助対象設備

共通要件(次に掲げる要件をすべて満たすもの)

- 商用化され、導入実績があるもの
- 中古設備でないこと
- 既存設備の置換や増設でないこと
- 設置する住宅における電力使用量を考慮し、適切な出力値の太陽光発電設備の設置や蓄電池設備の同時導入等によって発電電力量の30パーセント以上を自家消費すること
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領に定める交付要件を満たすこと

太陽光発電設備(次に掲げる要件をすべて満たすもの)

- 宗像市内の個人の住宅又はその敷地内に設置するもの
- 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い値（kW表示の小数点以下は切捨て）が10kW未満の住宅用設備であること
- 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(再エネ特措法)に基づくFIT制度(固定価格買取制度)又はFIP制度の認定を取得しないこと
- 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」に定める遵守事項等に準拠して事業を行うこと(ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。)
- 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないこと
- 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象設備の導入により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと
- (PPA、リースの場合) 事業によって得られる環境価値を設備使用者に帰属させること

蓄電池設備(次に掲げる要件をすべて満たすもの)

- 上記の太陽光発電設備の附帯設備として導入すること
- 定置用の設備であること
- 原則として太陽光発電設備により発電した電気を蓄電するものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源ではなく、平時にも充放電を繰り返すことを前提とした設備であること
- 1kWhあたりの価格が14万1千円(工事費込み、税抜き)以下の蓄電池であること
- 定格容量と電槽数の積の合計が4,800Ah・セル未満の設備であること
- 7ページの「蓄電池仕様」に適合すること

<注意事項>

- ①この補助金における住宅とは、個人が所有し、居住する戸建の専用住宅又は併用住宅(居住の用に供する部分の床面積が2分の1以上のもの)の用に供する家屋(これらの住宅の同一敷地内にあり、住宅に付属する車庫等の家屋、設備を含む。)をいい、マンションやアパート等の賃貸住宅、集合住宅、保養所、寄宿舎は対象外です。
- ②蓄電池単体の導入は補助対象外です。
- ③補助金交付決定前に事業に着手すると、補助の対象外となります(施工事業者等との契約・発注は着手したものとして扱います)。
- ④申請時は消費量計画書を提出いただくほか、設置完了(補助事業完了)の翌年度から法定耐用年数の期間内は自家消費量を記録し、市が必要と認める場合は報告書をご提出いただきます。

2. 補助対象者

補助の対象者は個人、PPA事業者又はリース事業者です。次に掲げる要件を見たす必要があります。

【個人】

- (1)補助対象設備を設置する住宅の所有者または補助対象設備を設置する新築住宅の建築主
- (2)実績報告書の提出時点において、補助対象設備を設置した住宅に居住している者
※就業や学業等の理由により、所有者の当該住宅への入居が一時的に遅れる場合、または当該住宅に所有者が居住していないが親族が居住している場合は可とします。
- (3)交付決定日（市が交付決定通知を出した日）以降に補助対象設備の補助事業に着手（契約等）し、市が定める日までに実績報告書を提出できる者
- (4)宗像市税を滞納していない者
- (5)本事業の補助金を受けたことがない者
- (6)補助対象設備に対して、国・地方公共団体等から補助金等を受けていない、または受ける予定がない者
- (7)宗像市暴力団排除条例第2条に規定する該当者でない者

【PPA事業者又はリース事業者】

- (1)補助対象設備を設置し、所有者となる事業者
- (2)実績報告書の提出時点において、PPA又はリース契約によって住宅等に設置した補助対象設備を、当該住宅等を所有し、かつ居住する者に使用させる事業者
- (3)交付決定日（市が交付決定通知を出した日）以降に補助対象設備の補助事業に着手（契約等）し、市が定める日までに実績報告書を提出できる者
- (4)商業・法人登記に登記されている者
- (5)宗像市税を滞納していない者
- (6)補助対象設備に対して、国・地方公共団体等から補助金等を受けていない、または受ける予定がない者
- (7)宗像市暴力団排除条例第2条に規定する該当者でない者

3. 補助対象経費

補助対象設備の設置に要する費用のうち、8ページの表に規定する費用が対象です。

【補助対象とならない経費の例】

一般送配電事業者への接続検討申込みに係る費用、系統連系工事負担金、自然災害補償、有料の保証延長、ソーラーカーポートのうちカーポート部及び設置費用、V2Hやエコキュート及びそれらの設置費用など

4. 補助金の額

補助対象設備ごとの補助金の額は以下のとおりです。

太陽光発電設備	出力(kW)×70,000円（上限4kW） ○太陽電池モジュール公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナ定格出力の合計値のいずれか低い方(kW表示の <u>小数点以下は切り捨て</u>) ※設置費用のうち補助対象経費を太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナの出力の合計値のいずれか低い値(kW表示)で除した1kWあたりの額が7万円に満たない場合は、その額(千円未満の端数を生じたときは切り捨て)を1kWあたりの補助金の額とします。
蓄電池設備	蓄電池の価格(工事費込み、税抜き)×1/3（上限6kWh） ○ <u>1kWhあたりの価格（工事費込み、税抜き）が14万1千円以下のものが対象</u> ○蓄電容量が6kWhを超えるときは、6kWhを上限として補助対象とします。 ○蓄電容量は、定格容量で計算します。 ○補助金の額に千円未満の端数を生じたときは切り捨てます。

【蓄電池の補助申請額の計算例】 補助対象は141,000円/kWh(工事費込み、税抜き)以下のもの。

●事例① 価格(工事費込み、税抜き) 70万円・5kWhの場合 →140,000円/kWh、補助対象

$$700,000\text{円} \times 1/3 = 233,333\text{円} \rightarrow 233,000\text{円}(\text{申請可能額})$$

●事例② 価格(工事費込み、税抜き) 168万円・12kWhの場合 →140,000円/kWh、補助対象

$$1,680,000\text{円} \times 6/12 \times 1/3 = 280,000\text{円} \rightarrow 280,000\text{円}(6\text{kWh相当分が申請可能額})$$

●事例③ 価格(工事費込み、税抜き) 140万円・7kWhの場合 →200,000円/kWh、補助対象外

5. 交付申請

申請方法

交付申請書(様式第1の1号)に下表の添付書類を添え、市脱炭素社会推進課窓口へ提出(郵送、インターネット等による提出は不可)

*申請書類チェックリストで事前に確認し、必要事項を記入して申請書類と一緒に提出してください。

【来庁者(申請者または代理人)の本人確認書類】

公的機関が発行した運転免許証やマイナンバーカード等の顔写真付きのものは1点、または公的機関が発行した健康保険証等の顔写真のないものは2点、ご提示いただきます。

交付申請書の提出期限

令和7年1月14日(月)まで(申請の受付は先着順。予算額に達した時点で募集を終了)

*申請書類が不備なく揃っている状態をもって受付とします。

*補助金交付に当たっては**令和7年2月14日（金）まで**に実績報告の提出が必要となります。実績報告は、設置工事の完了、代金の支払い、電力会社の系統との接続が完了した後、必要な書類を添付して提出することとなります。

種類	書類の内容
申請者関係	①<申請を代理人に委任する場合> 委任状(様式指定) ②申請者の宗像市税に滞納がないことの証明書(発行から3月以内) ③<PPA・リースの場合>商業・法人登記の登記事項証明書の写し ④<PPA・リースの場合>申請者の役員名簿

設備関係	<p>③補助対象設備費用及びその内訳が記載された見積書等の写し ア)交付申請書第2面【設置費用の内訳】と整合するもの イ)補助対象設備について「一式」とは記載せず、導入設備・機器の型番、数量、発電容量や蓄電容量を記載されているもの(蓄電池はパッケージ型番、システムの構成機器及び附帯設備の型番を記載すること。)</p> <p>④補助対象設備の設置予定箇所と付近の見取図・案内図(地図など)</p> <p>⑤補助対象設備のメーカー名、型式、出力等が確認できるカタログ・パンフレット書類の写し ※蓄電池はパッケージ型番とシステム構成機器がわかる資料を添付すること。</p> <p>⑥補助対象設備の発電電力の自家消費量計画書(様式指定)</p>
住宅関係	<p>⑦補助対象設備を設置する住宅の建物登記事項証明書(コピー可。発行から3月以内) 新築住宅等で登記未了の場合は、建築工事の請負契約書又は売買契約書の写し</p> <p>⑧<当該住宅が共有物である場合> 共有者全員の設備設置承諾書(様式指定)</p>
その他	<p>⑨誓約書(様式指定) ※自署や記名・押印等が必要。</p> <p>⑩その他市長が必要と認める書類</p>

6. 実績報告

報告方法

補助事業者(補助金の交付決定を受けた申請者)は、補助事業の完了後、**実績報告書**(様式第4の1号)に下記の添付書類を添え、市環境政策課窓口へ提出してください(郵送、インターネット等による提出は不可)。

実績報告書の提出期限

令和7年2月14日(金)まで(事業完了から30日以内又は左記のいずれか早い日までに提出)

※補助事業の完了日は、施工事業者に対する補助対象設備の設置工事にかかる代金の支払い日または施工事業者からの補助対象設備の引き渡しを受けた日のいずれか遅い日とします。

種類	実績報告書に添付する書類の内容
補助事業者 関係	<p>①<実績報告を代理人に委任する場合> 委任状(様式指定)</p> <p>②補助事業者の住民票(発行から3月以内。マイナンバー不要)</p>
設備関係	<p>③補助対象設備設置に係る工事請負契約書の写し</p> <p>④補助対象設備の工事代金の支払領収書の写し(内訳記載があるもの) <ローン等を利用し、施工事業者が領収書を発行できない場合> ・補助事業者宛にローン会社が発行した支払計画書等の写し(ローン会社、支払回数、支払額等がわかるもの) ※ローンと現金決済を併用した場合は両方を提出すること。</p> <p>⑤補助対象設備の設備・機器のメーカー保証書の写し(メーカー、型番、保証期間、設置場所の記載があるもの)</p> <p>⑥補助対象設備の施行前・施工後の住宅の状況を記録したカラー写真(外観及び設置後箇所)及び 補助対象設備の設置状況を記録したカラー写真(設置場所や補助対象設備に貼付された銘板等の型番・出力表示がわかるもの)</p> <p>⑦電力会社の系統との接続契約書の写し (余剰電力を売電する場合) 電力需給契約書の写し (蓄電池設備を設置する場合) 太陽光発電設備と直接連携していることを確認できる書類(配線図、構造図等)</p>
住宅関係	⑧<交付申請時に未登記の新築住宅の場合> 不動産登記事項証明書(コピー可。発行から3月以内)
その他	⑨その他市長が必要と認める書類

7. 補助金の交付

補助金額の確定通知を受けた補助対象者は、通知を受けた日以後に、**補助金交付請求書**(様式第5号)を市長に提出してください。

市から補助事業者への補助金は、原則としてご指定の銀行口座へ振り込みます。

8. 設備設置完了後の注意事項

取得財産等の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得した財産等について**管理台帳を備え**、事業完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って効率的運用を図らなければなりません。

財産処分等の制限

補助対象設備の**法定耐用年数は、太陽光発電設備17年、蓄電池設備6年**です。補助事業者は、法定耐用年数を経過するまで、取得財産等を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、廃棄し、または取壊し(財産処分等といいます。)を行うときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。財産処分等の承認は「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」に準じ、内容に応じて財産処分納付金をお支払いいただく場合があります。

自家消費量の報告

補助事業者は、市長が指定する期間に発電した電力量や自家消費量等の実績について報告を求める場合、自家消費量に関する報告書(様式第11号)を提出していただく必要があります。発電量や売電量が分かる資料を添付していただきますので、保管しておいてください。

※未報告や30%以上の自家消費ができない場合は、補助金を返還していただくことがあります。

関係書類の保管

補助事業の完了年度の翌年度から起算して、補助対象設備の法定耐用年数を経過するまで関係書類を保管する必要があります(データ保管が可能なものは、データで構いません)。

●蓄電池仕様

1. 蓄電池パッケージ

(a) 蓄電池部(初期実効容量1.0kWh以上)とパワーコンディショナ等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

2. 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること)。

(b) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(c) 出力可能時間の例示

①複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

②購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(d) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(e) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、または回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては当社担当窓口へご連絡下さい」

(f) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先が登録対象機器の添付書類に明記されていること。

3. 蓄電池部安全基準

(a) JIS C 8715-2の規格を満足すること。

4. 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

(a) JIS C 4412の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJIS C 4412適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1もしくはJIS C 4412-2※の規格も可とする。

※JIS C 4412-2における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

5. 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

(a) 蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。

6. 保証期間

(a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。

●補助対象経費

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費(これに要する運搬費、保管料を含む)
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人工費(公共工事設計労務単価表を参考とすること)
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)
		共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費で、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費
	附帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用(必要最小限度の範囲で、本工事費に準じて算定すること)
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費

●申請書類等提出・問い合わせ

宗像市 環境部 脱炭素社会推進課 政策係(市役所西館2階)

電話番号：0940(36)9875

Eメール：zero-carbon@city.munakata.lg.jp

受付時間：市役所開庁日の8時30分から17時00分まで

※土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日は閉庁日